

「先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス」 開始のお知らせ

メディケア生命保険株式会社(本社:東京都江東区、取締役社長:高尾 延治)は、平成27年10月1日より、先進医療給付金・がん先進医療給付金について、医療機関あてに直接お支払いするサービスを開始いたします。

技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも高額となる「重粒子線(炭素イオン線)治療」および「陽子線治療」について、お客さまに安心して治療に専念していただけるよう、当社が先進医療給付金・がん先進医療給付金を直接医療機関にお支払いし、お客さまの一時的な経済的負担を軽減します。

メディケア生命の直接支払いサービス

被保険者さま



② 先進医療の実施

医療機関



先進医療技術料の
一時的な費用負担が
不要に！

① 給付金のご請求



メディケア生命
住友生命グループ



③ 給付金を
直接お支払い

【直接支払いサービスのお取扱条件】

■ 対象の特約

「先進医療特約(11)」

「限定告知型先進医療特約」

「一時払がん先進医療終身特約」

※「先進医療特約」は対象となりません。

■ 対象の先進医療

「重粒子線(炭素イオン線)治療」

「陽子線治療」

※先進医療一時給付金・がん先進医療一時給付金(5万円)はお客さまにお支払いいたします。



メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ

【直接支払いサービス対象の医療機関】（今後も拡大を検討してまいります。）

医療機関名称	治療方法
北海道大学病院 陽子線治療センター	陽子線
国立がん研究センター 東病院	陽子線
名古屋市立西部医療センター 陽子線治療センター	陽子線
兵庫県立粒子線医療センター	重粒子線(炭素イオン線) / 陽子線

（平成27年10月時点の対象医療機関につき、将来変動することがあります。）

【お取扱条件について】

- ・対象の特約にご加入のお客さまで本サービスの対象医療機関において「重粒子線（炭素イオン線）治療」もしくは「陽子線治療」を受療される場合に直接支払いサービスのご利用が可能です。
- ・ご利用にあたっては、お取り扱いできない場合も含め、一定の条件がございますので**必ず治療を開始される前に**メディケア生命にご連絡ください。
- ・医療機関にて直接支払いサービスをご利用されない場合は、これまで通り、先進医療給付金・がん先進医療給付金をお客さまにお支払いすることも可能です。

※お支払時点で保険料のお払込みがメディケア生命で確認できていない場合、被保険者さまにお支払いする先進医療一時給付金から保険料相当額を差し引かせていただきますので、あらかじめご了承ください。差し引き後にメディケア生命が保険料のお払込みを確認できた場合は、保険料を返金いたします。

今後も、メディケア生命では、「多様化するお客さまのニーズを的確にとらえ、常にシンプルさとわかりやすさを意識しながら、お客さまに選んでいただける保険商品とサービスをご提供します」という経営理念のもと、新しい商品、サービスの開発に取り組んでまいります。